

狂犬病予防集合注射を実施します

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、狂犬病予防注射の受診（年1回）が義務付けられています。
町では、狂犬病予防集合注射を以下の日程で実施します。

なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。動物病院で注射を受けた場合は、注射済証と注射済票交付手数料500円をご持参のうえ、役場で注射済票の交付を受けてください。

◆会場には必ず犬を制御できる人が犬をお連れください。

集合注射費用3,070円（注射受診料2,570円＋注射済票交付手数料500円）

実施日	受付時間	実施場所
4月13日（金）	午後1時30分～3時	役場三加和総合支所裏車庫前
4月14日（土）	午前9時30分～10時30分	中和仁 庄山農園前
	午前11時～正午	中十町 農業研修施設前
	午後1時30分～2時30分	大田黒 お肉のいしはら前
4月15日（日）	午前9時30分～10時30分	和仁 春富集会センター前
	午前11時～正午	津田 歯科処神崎横
5月11日（金）	午後1時30分～3時	役場本庁裏車庫前
5月12日（土）	午前9時30分～10時30分	用木公民館
	午前11時～正午	前原公民館
	午後1時30分～3時	竜門公民館
5月13日（日）	午前9時30分～10時30分	内田公民館
	午前11時～正午	本村公民館

“狂犬病とは？”

狂犬病は、犬だけの病気ではありません。人間を含む全ての哺乳類に感染する病気です。病原体（狂犬病ウイルス）は、狂犬病にかかっている動物の唾液に含まれ、その動物に噛まれると発病します。発病すると、悲惨な神経症状を示し、ほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人獣共通感染症です。狂犬病は、高度な医療が確立した現在でも治療方法がありません。日本では1956年以降、狂犬病の発生はありませんが、日本の周辺国を含む世界の多くの地域で依然として発生しており、動物の輸入などで、いつ日本で発生してもおかしくはありません。ただし、狂犬病は、予防注射をきちんと受ければ確実に予防できる病気です。

大切な愛犬のためにも毎年かさらず予防注射を受けましょう。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

平成30・31年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しが行われており、平成30年度・31年度の保険料率は次のとおり決定されました。

なお、熊本県内の市町村の保険料は均一です。

保険料額（年額）
※上限額が年額57万円から
62万円へ変更となります。

=

均等割額
（被保険者1人当たり）
47,900円

+

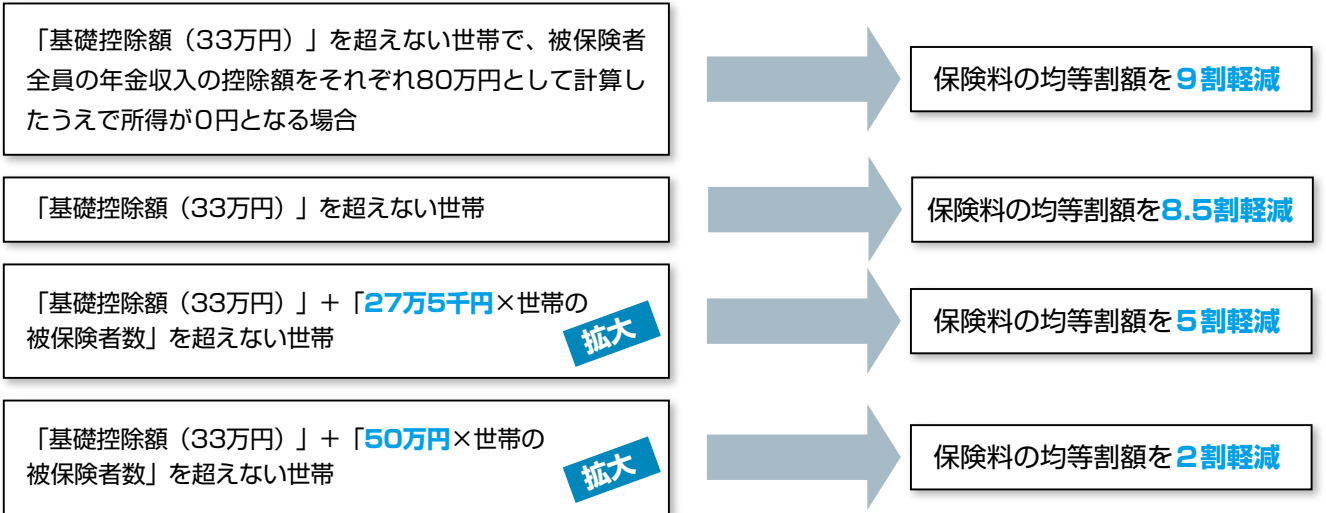
所得割額
〔総所得金額等－33万円（基礎控除）〕
×所得割率
9.26%

平成30年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人や被用者保険加入者（※）に扶養されていた人の保険料は継続して軽減されますが、軽減割合などが見直されます。（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

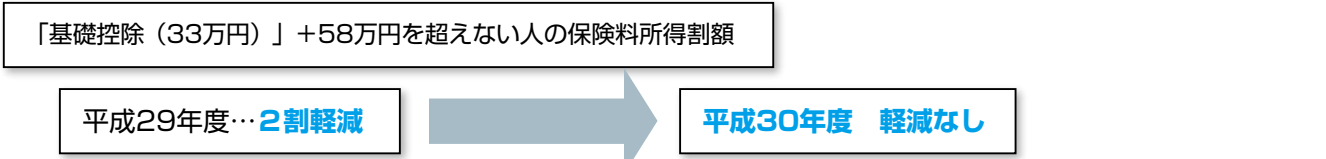
所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額 <5割・2割軽減対象者の拡大>
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額が



*均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減<2割軽減→軽減なしへ見直し>
被保険者の総所得金額などが



被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減 <7割軽減→5割軽減へ見直し>



対象となる人は、資格を得た日の前日までに、被用者保険加入者に扶養されていた人です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723